

宇治田原町グリーン調達指針



平成18年3月

宇治田原町

1. 目的

この指針は、宇治田原町が環境に配慮した物品調達をより一層促進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、また、住民・事業者による環境配慮製品の購入への意識高揚を喚起し、環境にやさしいまちづくりを促進することを目的とする。

2. 基本的な考え方

物品調達に当たっては、その必要性を考慮した上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷が可能な限り少ないものを選択して購入することとする。

その際、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて、できるだけ環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を考慮しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境への負荷が少ないものを選択することを基本とする。

(1) 製造段階での環境配慮

再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの

余材、廃材（間伐材、小径材）を使用したもの

再生しやすい材料を使用したもの

(2) 使用段階での環境配慮

資源やエネルギーの消費が少ないもの

修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの

梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

(3) 廃棄・リサイクル段階での環境配慮

分別廃棄やリサイクルが容易（単一素材、分離可能等）なもの

回収・リサイクルシステムが確立しているもの

耐久性が高く、長期間使用が可能なもの

(4) その他の環境配慮

製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が少ないもの

第三者機関の設定する環境ラベルを取得したもの

3. グリーン購入ガイド

新たに物品を購入する時には、環境に配慮した物品調達を推進するための基準となる「グリーン購入ガイド」を参照する。このガイドは必要に応じて見直しを行う。また、ガイドに記載された以外の物品購入に当たっては、エコマーク商品、グリーンマーク製品及び国際エネルギースター製品などの環境ラベルが貼付されたものを優先的に選択するよう努める。

4. 環境に配慮した物品調達の推進と促進

- (1) 物品調達については、グリーン購入ガイド等を参照し、率先して環境への配慮を推進する。
- (2) 物品調達に当たっては、必要性をよく考え、適正量を調達する。
- (3) 循環型社会推進室及び財政課は、環境に配慮した物品調達の推進に必要な情報について、積極的に庁内において情報交換を行うとともに、各所属への情報提供に努める。
- (4) グリーン調達の達成率については、毎年9月にその結果を公表する。

5. 関連文書

- ・ 宇治田原町環境保全計画

グリーン購入ガイド

区分	品名	判断基準、もしくは配慮基準
紙類	コピー用紙	古紙配合率100%、白色度70%以上
	印刷用紙	古紙配合率100%、白色度70%以上
	カラー用紙	古紙配合率100%
	トイレトペーパー	古紙配合率70%以上
文具事務用品	ボールペン	軸は再生樹脂100%
	シャープペンシル	軸は再生樹脂100%
	油性マーカー	軸、キャップは再生樹脂100%
	ホワイトボードペン	本体軸、キャップ100%再生 P P 樹脂
	蛍光ペン	本体、キャップ100%再生 P P 樹脂
	鉛筆	木の端材を使用しているもの
	スタンプ台	インクの補充ができるもの、再生樹脂を使用しているもの
	朱肉	
	消しゴム	ケースは古紙配合率100%、または本体非塩ビ素材
	はさみ	樹脂部分に再生樹脂を使用しているもの
	カッター	樹脂部分は100%再生樹脂を使用しているもの
	のり	本体に再生材料を使用しているもの、詰め替え可能なもの
	セロテープ	巻心は100%再生紙、テープ基材の原料は木材パルプ、接着剤は天然ゴムを使用しているもの
	ガムテープ	再生材料を使用しているもの
	タックスインデックス	古紙配合率100%
	付箋紙	古紙配合率100%
	ビニールパッチ	古紙配合率100%
	つづりひも	ひも部分は再生 P E T 樹脂100%
	ホッチキス	本体グリップ部分は再生樹脂100%
	修正テープ	詰め替えの可能なもの
	とじ機	樹脂部分は再生樹脂100%
	保存箱 (B 4 ・ A 4 用)	古紙配合率80%以上
	ラベルシール A 4	古紙配合率75%以上
	ラベルシート A 4	古紙配合率100%、白色度80%以上
	ノート	表紙古紙配合率100%、中紙古紙配合率80%以上
	つづりこみ表紙	表紙芯材は古紙配合率100%
	フラットファイル	表紙は古紙配合率100%
	のびるファイル	表紙は古紙配合率100%
	ガバットファイル	表紙は古紙配合率100%
	データバインダー	古紙配合率90%以上
	チューブファイル	紙部分は古紙配合率100%、とじ具が樹脂製のもの
	厚手用紙	古紙配合率100%
	工事用アルバム替台紙	台紙部分古紙配合率100%
	封筒	長 3 古紙配合率100%、角 2 古紙配合率70%以上
機器類	いす	部材の全部もしくは一部に再生素材や間伐材などの環境負荷の軽減に配慮されたものが使用されていること
	机	
	棚	

グリーン購入ガイド

区分	品名	判断基準、もしくは配慮基準
O A 機器類	パソコン コピー機	グリーン購入法に適合していること
	プリンタ	使用済みトナーカートリッジの再利用システムがあること
照明	蛍光灯照明器具	省エネタイプであること
	蛍光管	
自動車等	公用車	買い換えの際はできる限り低公害車とする
作業服	制服	再生PET樹脂から得られるポリエステルが製品全体重量比で10%以上使用されていること
	作業服	

上記以外のものの購入に当たっては、環境ラベルが貼付されたものを優先的に選択する。

また、環境省のグリーン購入法 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/>) 及びグリーン購入ネットワーク (<http://www.gpn.jp/>) のホームページなども積極的に活用するよう努める。

【おもな環境ラベル】

	<p>エコマーク ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が認定されています。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一のタイプ環境ラベル制度です。 環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p>
	<p>PCグリーンラベル 環境にやさしいパソコンを購入したいというお客様の選択の目安となるよう、パソコンメーカーの団体である（社）電子情報技術産業協会（JEITA）が2001年9月に定めたパソコンの環境ラベル制度です。環境に十分配慮したパソコンの設計・製造や情報公開などに関する基準を「PCグリーンラベル基準項目」として定めており、パソコンの3Rを推進しています。</p>
	<p>国際エネルギースターロゴ パソコンなどのオフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。米国、日本等が協力して実施している国際的な制度です。経済産業省が運営する制度です。</p>
	<p>省エネ性マーク 省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。なお、通常省エネ性マークの色は橙色（左）ですが、省エネ基準を達成している場合はマークを緑色（右）で表示することができます。 表示方法等について JIS 規格が制定されています。</p>
	<p>再生紙使用マーク 古紙配合率を示す自主的なマークです。 ゴミ減量化のために設立されたNGOであるごみゼロパートナーシップ会議（旧ゴミ減量化推進国民会議）で定められたものです。</p>
	<p>グリーンマーク 原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。経済産業省所管の（財）古紙再生促進センターが取り扱っています。</p>
	<p>牛乳パック再利用マーク 使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークです。 市民団体である「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」が所有するマークを「集めて使うリサイクル協会」が管理・運営する制度です。</p>
	<p>間伐材マーク 間伐材を用いた製品に表示することができるマークです。間伐材の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するものです。マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類があります。日本の森林資源の保続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度です。</p>
	<p>PETボトルリサイクル推奨マーク PETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。 PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度です。</p>
	<p>低排出ガス車認定（平成17年基準） 自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、の数変わります。 環境省が定める指針に合わせて国土交通省が運営している制度です。</p>

【国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）抜粋】

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

第10条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努力するよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

（環境物品等の調達の推進に当たっての配慮）

第11条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。